

第157回

定時株主総会 招集ご通知



株式会社 福島銀行
証券コード：8562

日時

2023年6月20日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

（末尾の「第157回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時まで

目次

第157回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役7名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	18
第157期事業報告	21
第157期計算書類	40
第157期連結計算書類	43
監査報告書	46



証券コード8562
2023年5月29日
(電子提供措置の開始日 2023年5月25日)

株主各位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社福島銀行
取締役社長 加藤 容啓

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトにて「第157回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当行ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/shareholders/soukai/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名に「福島銀行」または証券コードに「8562」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年6月19日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2023年6月20日（火曜日）午前10時
2	場所	福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール
3	目的事項	<p>報告事項 1. 第157期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 第157期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役7名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p>

4 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面行使請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

① 計算書類の「個別注記表」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 事業報告の以下の事項

・業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

(5) 議決権行使についてのご案内

後記5頁から6頁をご参照ください。

以上

[招集にあたってのご案内]

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。当行ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
- 本年も、お土産の配布を中止いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月20日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2023年6月19日(月曜日)
午後5時到着まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンから、下記及び次頁の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は下記及び次頁をご覧ください。

行使期限

2023年6月19日(月曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合 (議決権再行使の場合)

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



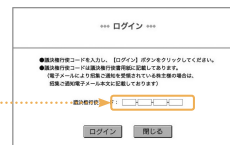
STEP 2

インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、
「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ
遷移します。



ご確認ください!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、上記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。



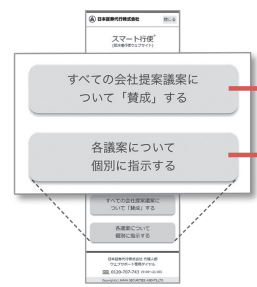
スマートフォンの場合 ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1

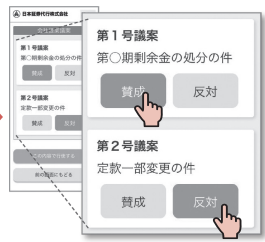


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

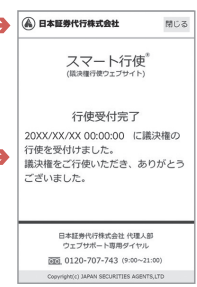
STEP 2



STEP 3



STEP 4



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※上記画像はイメージです。実際の画面とは異なります。

【ご注意事項】

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。お気軽に申しあげます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-707-743
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第157期の期末配当金につきましては、当期利益が計画を上回り、また株主の皆さまへの負託に応えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき5円 総額139,871,655円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月21日

第2号議案 取締役7名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役7名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において協議の上、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位及び担当	取締役会 出席状況
1 再任	(男性) かとう たかひろ 加藤 容啓	取締役社長（代表取締役）	100% (19回/19回)
2 再任	(男性) さとう あきのり 佐藤 明則	常務取締役（代表取締役）	100% (19回/19回)
3 再任	(男性) すずき たけのり 鈴木 岳伯	常務取締役企画本部長	100% (19回/19回)
4 再任	(男性) さとう としひこ 佐藤 俊彦	取締役業務本部長兼 審査部長兼 与信統括部長	100% (19回/19回)
5 再任 社外 独立役員	(女性) にへい ゆみこ 二瓶由美子	取締役	100% (19回/19回)
6 新任 社外 独立役員	(男性) いし い ひろし 石井 浩	—	—
7 新任 社外	(男性) しの はら ひでのり 篠原 秀典	—	—

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

候補者
番号

1

かとう
加藤

たかひろ
容啓

再任

■ 生年月日

1956年12月2日生

■ 所有する当行の普通株式数

42,200株

略歴、当行における地位、担当

1980年 4 月 株式会社東邦銀行入行
2000年 3 月 郡山東支店長
2003年10月 須賀川支店長
2006年 6 月 市場金融部長
2007年 6 月 総合企画部長
2008年 6 月 取締役総合企画部長
2009年 6 月 常務取締役
2012年 6 月 常務取締役（代表取締役）
2013年 6 月 専務取締役（代表取締役）
2015年 6 月 取締役退任
福島商事株式会社取締役会長
2015年 8 月 とうほう証券株式会社代表取締役社長
2018年 5 月 福島商事株式会社取締役会長退任
とうほう証券株式会社代表取締役社長退任
2018年 6 月 当行顧問
2018年 6 月 取締役社長（代表取締役）（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

地方銀行において、枢要営業店長や企画部門等の要職を歴任した後、代表取締役として経営の中枢を経験し、また、同行の系列証券会社では、代表取締役社長を務めるなど豊富な経験を有しております。2018年6月から当行取締役社長を務め、経営トップとして、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1956年4月19日生

■ 所有する当行の普通株式数

23,100株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 当行入行
2000年3月 平東支店長
2001年6月 棚倉支店長
2002年5月 経営企画部広報課長
2003年5月 本店営業部法人営業部長
2005年4月 本店営業部法人渉外部長
2005年10月 相馬支店長
2007年7月 二本松支店長
2009年7月 会津支店長
2012年6月 平支店長
2014年6月 執行役員企画本部長
2015年6月 取締役企画本部長
2019年6月 常務取締役企画本部長（代表取締役）
2023年5月 常務取締役（代表取締役）（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、企画部門の執行役員や取締役として営業や支店運営業務、企画統括本部長としてリスク管理部門や人事部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

3

すずき
鈴木

たけのり
岳伯

再任

■ 生年月日

1966年6月17日生

■ 所有する当行の普通株式数

8,400株

略歴、当行における地位、担当

1992年4月 当行入行

2009年10月 荒井支店長

2011年6月 郡山営業部副部長

2014年4月 組織開発室長

2015年8月 組織開発部長

2017年4月 平支店長

2018年6月 執行役員営業副本部長兼営業企画部長

2020年6月 取締役郡山営業部長

2023年5月 常務取締役企画本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員として営業、支店運営や企画業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年6月から取締役を務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

■ 生年月日

1968年7月30日生

■ 所有する当行の普通株式数

10,000株

略歴、当行における地位、担当

1991年4月 当行入行

2008年10月 法人営業チーム企業支援室長

2010年4月 企業支援室主任調査役

2011年3月 再生支援室長

2013年4月 与信管理室長

2015年8月 与信統括部長

2016年6月 執行役員審査部長兼与信統括部長

2018年6月 取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長

2019年6月 取締役本店営業部長

2022年6月 取締役業務本部長兼審査部長

2022年8月 取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の審査部門や与信統括部門の執行役員として、債権管理や事業再生支援部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2018年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者
番号

5

に へい ゆ み こ
二瓶由美子

再任

社外

独立役員

■ 生年月日

1950年8月31日生

■ 所有する当行の普通株式数

12,500株

略歴、当行における地位、担当

2000年4月 桜の聖母短期大学専任講師

2004年4月 福島県男女共同参画審議会会長（2015年2月まで）

2006年4月 桜の聖母短期大学准教授

2013年4月 桜の聖母短期大学教授

（日本国憲法、法学、労働法制と人権、国際平和論などを講義するとともに、ボランティアセンター長、キャリア教養学科長、図書館情報センター長などを歴任）

2013年10月 福島地方労働審議会委員（2016年6月まで）

2016年3月 桜の聖母短期大学退職

2016年6月 当行取締役（現在に至る）

2017年4月 福島大学行政政策学類非常勤講師（現在に至る）

2019年6月 福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員（現在に至る）

2021年11月 福島県立医科大学臨床手術手技研修等専門委員会委員（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、ジェンダー論等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を有しております。また、2016年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 生年月日

1955年9月1日生

■ 所有する当行の普通株式数

—

略歴、当行における地位、担当

1978年4月 福島県警察本部入庁
2005年4月 福島県商工労働部商業まちづくりグループ参事
2007年4月 (公財) 福島県産業振興センター理事に
出向 (ビッグパレットふくしま館長)
2008年4月 福島県東京事務所次長
2010年4月 福島県商工労働部政策監
2012年4月 会津地方振興局長
2013年10月 福島県庁退職
2013年11月 福島県商工会議所連合会常任幹事兼福島商工会議所専務理事
(2022年5月まで)

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり福島県の商工労働部政策監や会津地方振興局長など県の要職を歴任し、また商工会議所の専務理事として県内経済界の発展に貢献されました。その知識と経験を活かし、当行の経営に指導、助言をしていただいたため社外取締役候補者としております。選任後は、上記の専門的知識や経験を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者
番号

7

しのはら
篠原

ひでのり
秀典

新任

社外

■ 生年月日

1958年12月3日生

■ 所有する当行の普通株式数

—

略歴、当行における地位、担当

1981年4月 住友生命保険相互会社入社

1999年10月 同社阪神支社長

2005年10月 同社福岡支社長

2008年4月 同社執行役員兼コンプライアンス統括部長

2010年4月 同社常務執行役員兼経理部長 メディケア生命担当

2012年7月 同社取締役 常務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部担当

2015年4月 同社取締役 専務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部・情報システム部担当

2015年7月 同社執行役専務 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部・情報システム部担当

2017年7月 同社取締役 代表執行役専務 企画部・商品部・勤労部・情報システム部担当

2019年4月 同社取締役 代表執行役副社長 企画部・勤労部・新規ビジネス開発部・情報システム部担当

2021年7月 同社特別顧問（2022年12月まで）

2022年12月 株式会社アドバンスクリエイト取締役（現在に至る）

2023年1月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役会長（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社アドバンスクリエイト取締役

SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

住友生命入社後、同社執行役員として代理店営業関係を長く務められ、また取締役として企画部、新規ビジネス開発部や情報システム部担当を経験され企業経営に対する幅広い高度な知識と経験を有しております。その知識と経験を活かし、当行の経営に指導、助言をしていただくため社外取締役候補者としております。選任後は、上記の専門的知識や経験を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役候補者二瓶由美子氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と同氏の間で、当該契約を継続する予定であります。また、石井浩及び篠原秀典の両氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、二瓶由美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、石井浩氏も本総会で選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 二瓶由美子氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は当行の親会社等ではなく、また過去10年間に当行の親会社等であったことはありません。
8. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去10年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 二瓶由美子、石井浩及び篠原秀典の3氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(ご参考)

株主総会後の取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の構成は以下のとおりとなる予定です。

【社内取締役】

氏名	現在の地位	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	法務・ コンプライアンス	人材開発・ ダイバーシティ	企業審査・ 企業支援	DX・IT
加藤 容啓	取締役社長	●	●	●	●	●	●
佐藤 明則	常務取締役	●	●	●	●	●	●
鈴木 岳伯	常務取締役		●	●	●	●	
佐藤 俊彦	取締役		●	●	●	●	

【社外取締役】

氏名	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	法務・ コンプライアンス	人材開発・ ダイバーシティ	地域経済
二瓶由美子			●	●	●
石井 浩	●		●		●
篠原 秀典	●	●	●		

(注) 上記一覧表は、取締役が有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役新開文雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

このあきひろ
紺野明弘

新任

社外

独立役員

■ 生年月日

1975年10月8日生

■ 所有する当行の普通株式数

—

略歴、当行における地位

2004年10月 弁護士登録（福島県弁護士会）

2008年4月 紺野法律事務所開所

2009年2月 福島県男女共同参画審議会委員（2013年2月まで）

2012年7月 福島県消費生活審議会委員（2015年5月まで）

2015年10月 福島紛争調整委員会会長（福島労働局）（2021年3月まで）

2016年4月 伊達市入札監視委員会委員（委員長職務代理者）（現在に至る）

2016年4月 福島県弁護士会副会長兼福島支部長・東北弁護士会連合会理事（2017年3月まで）

2019年4月 福島市医療安全推進協議会委員（2023年3月まで）

2019年7月 人権擁護委員（福島地方法務局）（現在に至る）

2020年7月 福島県建設工事紛争審査会会長（2022年6月まで）

2022年4月 福島県弁護士会会長・日本弁護士連合会常務理事（2023年3月まで）

重要な兼職の状況

紺野法律事務所所長弁護士

監査役候補者とした理由

弁護士として法的な専門知識と経験を有しているほか、福島紛争調整委員会会長や福島県弁護士会会長など数多くの公職を歴任し、その知識と経験を当行の監査に活かしていただくため社外監査役候補者としております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 紺野明弘氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。その内容の概要は、「社外監査役として、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行なうに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う」であります。
- なお、本議案が承認可決され、紺野明弘氏が選任された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 紺野明弘氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 紺野明弘氏は当行の親会社等ではなく、また過去10年間に当行の親会社等であったことはありません。
7. 紺野明弘氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去10年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 紺野明弘氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 紺野明弘氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 紺野明弘氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

第157期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、行動制限が緩和され、経済活動の正常化に向けた動きが進み、景気の持ち直しの動きが継続しました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価の上昇などが経済活動を鈍化させ、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、資源高や海外経済の減速の影響によって生産活動の一部に弱めの動きがみられるものの、個人消費においては新型コロナウイルス感染症の影響が和らいでおり、緩やかな持ち直しが続いております。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は2021年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画「ふくぎん 福島創生プロジェクト」(2021年4月～2024年3月)に取り組んでおります。

中期経営計画では、目指すべき銀行像を実現するために、以下の行動指針を定めております。

<行動指針>

- ①お客さまの本業を徹底的に伴走支援します。
- ②お客さまの生活を支援し、最適な資産形成をサポートします。
- ③DX化の推進により、お客さまに新たなサービスを提供するとともに、業務の効率化・高度化、経費の削減を推進します。
- ④ESG・SDGsに資する活動を実施し、よりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。
- ⑤経営基盤（経営資源の配置・人材育成・働きがいのある職場）を再構築し、収益力の強化を図ります。

○法人のお客さまへの本業支援サービスとして、販路開拓・ビジネスマッチングなど課題解決をサポートするため、ふくぎんビジネスマッチングシステム「ふくぎんBMS」を提供し、お客さまのビジネスマッチングニーズや事業課題を登録・データベース化することにより、多くのお客さまに案件情報を配信し、より成約精度の高いビジネスマッチングを実現いたしました。

○個人のお客さまに対しては、多重債務に苦しむお客さまや廃業を希望されるお客さまとの対話を重ね債務を取りまとめるなど生活再建を応援するため、個人とりまとめ融資に取り組んでまいりました。

○DX化の推進については、お客さまの利便性の向上に資する次期システムの更改、中小企業向けDX支援に取り組んでまいりました。

○ESG・SDGsに関する取り組みについては、持続可能な社会の実現と銀行の企業価値の向上の両立を図るため、サステナビリティに対する基本的な考え方として「サステナビリティ基本方針」を作成いたしました。また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言へ賛同をいたしました。気候変動への対応の高度化を図るとともに、本提言に基づき対応状況の開示の充実に努めてまいります。

○経営基盤を再構築するための人材育成の強化については、2022年度は事業性融資や本業支援に強い社員、事業承継、M&Aなど専門分野の知識を持つ社員の人材育成に注力してまいりました。

このような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金等の減少により前期末比11,295百万円減少し、764,696百万円となりました。

貸出金は、住宅ローン等の増加により前期末比11,803百万円増加し、584,454百万円となりました。

有価証券は、社債及び地方債の増加により前期末比2,306百万円増加し、158,349百万円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、役務取引等収益が減少したことにより前期比122百万円減少し、10,582百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額が減少したことにより前期比424百万円減少し、9,552百万円となりました。

以上により、経常利益は、前期比301百万円増加し、1,029百万円となりました。また、当期純利益は、前期比35百万円減少し、790百万円となりました。

(対処すべき課題)

金融緩和政策による低金利環境が継続するなか、少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に加え、規制緩和による競争激化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。また、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢による原材料価格や物価の高騰など先行きの不透明な状況が続いています。加えて、DX化の進展や気候変動などの環境問題への対応と課題は広範囲にわたっております。

当行は、経営理念である「福島のために お客さまのために そして未来を育むために」に基づく企業活動を通して、社会の課題、経済の課題、自然環境の課題などについて積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、地域の発展と福島銀行グループの中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

中期経営計画「ふくぎん 福島創生プロジェクト」の主要施策の一つとして「DX化の推進」を掲げており、SBI地方創生バンキングシステム株式会社が提供する「地域金融機関向けのクラウドベースの勘定系システム」への更改により業務改革・効率化を更に加速させ、お客さまには利便性の高い、最新の金融商品・サービス等のご提供を実現いたします。

なお、本システムは2024年中の稼働を予定しております。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	718,167	763,123	775,492	764,196
定期性預金	327,397	324,863	322,481	315,964
その他	390,770	438,260	453,010	448,232
貸 出 金	532,479	562,945	572,650	584,454
個人向け	195,942	205,880	216,782	225,008
中小企業向け	201,101	237,852	242,517	239,710
その他	135,436	119,213	113,351	119,736
商品有価証券	122	167	142	119
有 価 証 券	120,136	145,509	156,043	158,349
国 債	12,472	23,196	25,648	24,007
その他	107,664	122,313	130,394	134,341
総 資 産	752,326	822,331	839,214	836,341
内 国 為 替 取 扱 高	1,910,588	1,825,376	1,715,092	1,754,174
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 31	百万ドル 14	百万ドル 12	百万ドル 3
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	404	△1,758	727	1,029
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 (△)	350	△1,743	826	790
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	14円72銭	△62円31銭	29円53銭	28円25銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、当期純利益又は当期純損失(△)を期中の平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	13,475	13,314	13,179	13,290
経常利益 又は経常損失(△)	494	△1,725	794	1,145
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	409	△1,724	826	868
包括利益	△2,136	2,607	△2,270	△2,938
純資産額	27,151	29,644	27,354	24,275
総資産	755,605	825,751	842,245	839,877

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	461人
平均年齢	42年5月
平均勤続年数	17年11月
平均給与月額	350千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)
栃	木	県	1	(0)
茨	城	県	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)
合	計		54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、S P福島、S P郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（埼玉県さいたま市）及び店舗外現金自動設備61カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を3カ所新設いたしました。

石川出張所 (石川郡石川町)

A X Cビル出張所 (福島市栄町)

ヨークベニマル猪苗代店出張所 (耶麻郡猪苗代町)

二. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	177
---------	-----

- ロ. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎ リース &クレジット	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務、 クレジット カード業務、 信用保証業務	20百万円	100.00%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	25百万円	65.83%	—
福活ファンド 投資事業 有限責任組合	福島県福島市 万世町2番5号	投資業務	545百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等3社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は1,145百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は868百万円となりました。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤容啓	取締役社長 (代表取締役)	—	—
佐藤明則	常務取締役 (代表取締役) 企画本部長	—	—
佐藤俊彦	取締役 業務本部長	—	—
鈴木岳伯	取締役 郡山営業部長	—	—
額額晃	取締役 (社外取締役)	—	—
二瓶由美子	取締役 (社外取締役)	—	—
長谷川靖	取締役 (社外取締役)	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長 株式会社じもとホールディングス 社外取締役 SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役	—
箭内貴志	常勤監査役	—	—
新開文雄	監査役 (社外監査役)	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士	—
鈴木和郎	監査役 (社外監査役)	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレザホールディングス株式会社 取締役監査等委員	財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものがあります。

(注) 当行は、額額晃、二瓶由美子、新開文雄及び鈴木和郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮下 恵洋	常務執行役員 営業本部長	—	—
横山 利幸	執行役員 本店営業部長	—	—
渡辺 敦雄	執行役員 事務本部長	—	—
草野 真之	執行役員 平支店長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	年91百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	年20百万円 (8百万円)
合計	10名	年112百万円

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

○方針の決定の方法

当行は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当行の取締役の報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するものとしており、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職務と責任および実績を踏まえることとしております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当行の現状に鑑み固定報酬としての基本報酬のみとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬としております。

○方針の内容の概要

基本報酬の個人別の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に依りて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

○取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定内容及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額2,250万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額700万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当行取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 長谷川 靖	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長 株式会社じもとホールディングス 社外取締役 SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士
監査役 鈴木 和郎	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員

(注) 社外役員の兼職先と当行の間には特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀬藤 晃	9年9ヵ月	当期中に開催した取締役会19回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識からの発言を期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
取締役 二瓶由美子	6年9ヵ月	当期中に開催した取締役会19回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学やジェンダー論等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な見地から当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 長谷川 靖	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会19回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、金融行政や企業経営に対する幅広い高度な知識や経験を活かし、当行の経営への指導や助言を期待し、それに対して積極的に行っていました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
監査役 新開 文雄	11年9ヵ月	当期中に開催した取締役会19回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 鈴木 和郎	2年9ヵ月	当期中に開催した取締役会19回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に公認会計士としての専門的な知識や経験から、当行の監査に対する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	5名	26	—

(注) 支給人数5名の内訳は、社外取締役3名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	90,000千株
A種優先株式	90,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	28,000千株（自己株式25,669株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,748名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
SBI地銀ホールディングス株式会社	5,000千株	17.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,611	5.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,499	5.36
技研ホールディングス株式会社	1,399	5.00
松井証券株式会社	979	3.50
福島銀行従業員持株会	831	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	700	2.50
株式会社アラジン	538	1.92
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	303	1.08
双葉不動産建設株式会社	230	0.82

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 五十嵐康彦 指定有限責任社員 石坂 武嗣	53	—

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は54百万円であります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第157期 (2022年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	7,731	10,582
貸付の収入	6,768	
有価証券の売却	769	
預金の利息	0	
その他の収入	192	
役員受取	0	
その他の収入	2,598	
の却の常金	385	
の却の常金	2,212	
の却の常金	252	
の却の常金	68	
の却の常金	183	
経常費用	88	9,552
預金利息	87	
貸付の費用	0	
有価証券の売却	0	
その他の費用	1,189	
の却の常金	54	
の却の常金	1,134	
の却の常金	65	
の却の常金	1	
の却の常金	0	
の却の常金	64	
の却の常金	7,727	
の却の常金	480	
の却の常金	328	
の却の常金	5	
の却の常金	0	
の却の常金	147	
経常利益		1,029
特別損失	0	0
税引前当期純利益		1,029
法人税	214	
法人税	24	
法人税		238
法人税		790

第157期 (2022年4月1日から) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	3,220	7,156
当期変動額								
剰余金の配当							△139	△139
利益準備金の積立					28		△28	—
当期純利益							790	790
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	28	—	622	650
当期末残高	18,682	555	1,228	1,783	464	3,500	3,843	7,807

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19	27,603	△2,898	717	△2,181	25,421
当期変動額						
剰余金の配当		△139				△139
利益準備金の積立		—				—
当期純利益		790				790
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△3,771	—	△3,771	△3,771
当期変動額合計	△0	650	△3,771	—	△3,771	△3,121
当期末残高	△20	28,253	△6,670	717	△5,953	22,300

第157期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,258	預渡性預金	763,603
商品有価証券	119	借入金	500
金銭の信託	1,007	その他負債	47,634
有価証券	157,592	賞与引当金	2,324
貸出金	582,314	退職給付に係る負債	179
リース債権及びリース投資資産	4,803	睡眠預金払戻損失引当金	187
その他資産	13,099	利息返還損失引当金	78
有形固定資産	9,269	繰延税金負債	3
建物	3,304	繰延税金負債	36
土地	5,469	再評価に係る繰延税金負債	641
その他の有形固定資産	496	支払承諾	414
無形固定資産	244	負債の部合計	815,602
ソフトウェア	134	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	110	資本金	18,682
繰延税金資産	329	資本剰余金	1,802
支払承諾見返	414	利益剰余金	9,723
貸倒引当金	△ 5,575	自己株式	△ 20
		株主資本合計	30,188
		その他有価証券評価差額金	△ 6,678
		土地再評価差額金	717
		退職給付に係る調整累計額	△ 93
		その他の包括利益累計額合計	△ 6,054
		非支配株主持分	141
		純資産の部合計	24,275
資産の部合計	839,877	負債及び純資産の部合計	839,877

第157期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常利益	13,290
経常利益	7,725
貸付金	6,763
有価証券	769
預金	0
その他	192
役員報酬	0
その他	2,569
経常利益	2,996
経常利益	68
経常利益	2,927
経常利益	12,145
経常利益	98
経常利益	87
経常利益	0
経常利益	7
経常利益	3
経常利益	1,191
経常利益	1
経常利益	7,785
経常利益	3,069
経常利益	335
経常利益	2,733
経常利益	1,145
経常利益	0
経常利益	1,144
経常利益	243
経常利益	21
経常利益	264
経常利益	879
経常利益	10
経常利益	868

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第157期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	8,994	△19	29,459
当期変動額					
剰余金の配当			△139		△139
親会社株主に帰属する当期純利益			868		868
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	728	△0	728
当期末残高	18,682	1,802	9,723	△20	30,188

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,905	717	△48	△2,236	131	27,354
当期変動額						
剰余金の配当					△0	△140
親会社株主に帰属する当期純利益						868
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,773	—	△44	△3,817	10	△3,806
当期変動額合計	△3,773	—	△44	△3,817	9	△3,078
当期末残高	△6,678	717	△93	△6,054	141	24,275

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石坂 武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石坂 武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役 箭 内 貴 志 ㊟
監 査 役 新 開 文 雄 ㊟
監 査 役 鈴 木 和 郎 ㊟

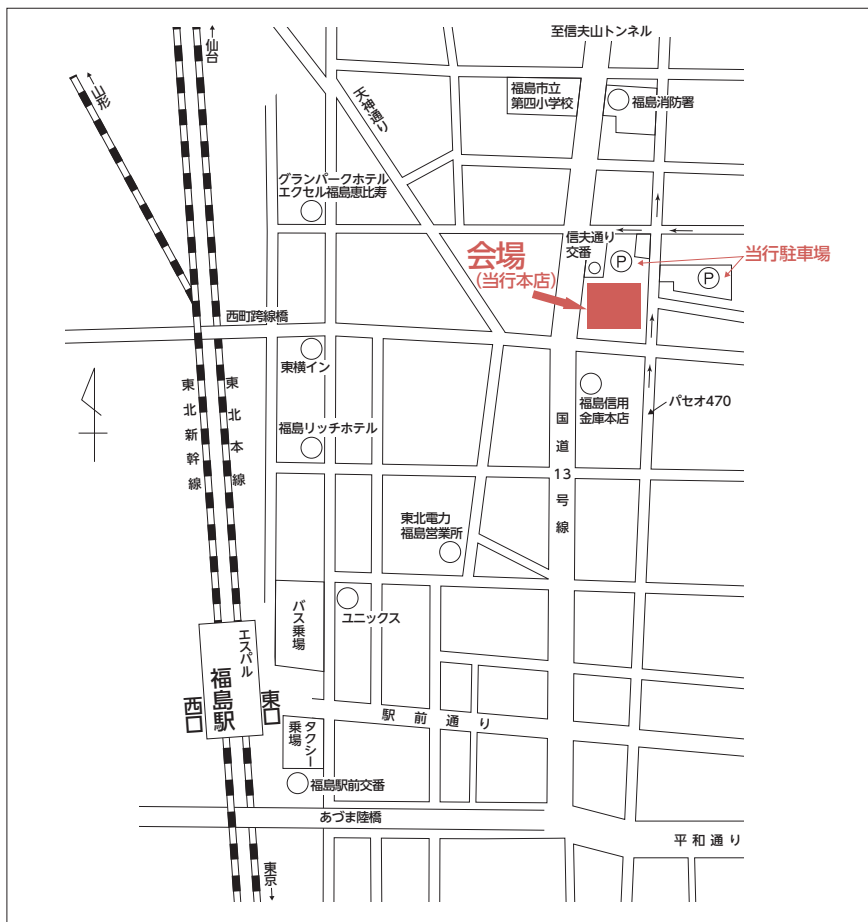
(注) 監査役新開文雄及び監査役鈴木和郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第157回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。